明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○地域再生計画を認定した件（内閣府四一〇～一一一七）　一
○地域再生計画の変更を認定した件（同一一一八～一一二七）　一五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二八八）　七
○史跡に指定する件（文部科学一四〇）　一〇
○名勝に指定する件（同一四一）　一〇
○天然記念物に指定する件（同一四二）　一〇
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同一四三）　一〇
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一四四）　一〇
○史跡に地域を追加して指定する件（同一四五）　一〇
○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一四六）　一〇
○名勝に地域を追加して指定する件（同一四七）　一〇
○記念物を登録記念物に登録する件（同一四八）　一〇
○登録記念物の登録を抹消する件（同一四九）　一〇
○登録記念物の登録の一部を抹消する件（同一五〇）　一〇
○重要文化的景観に地域を追加して選定する件（同一五一）　一〇

〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁
製造たばこ小売定価関係　一〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
国立研究開発法人森林総合研究所平成二十七事業年度財務諸表、日本放送協会落札、弁理士登録、厚生年金基金解散・清算人就任関係　一〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一〇

告示

○内閣府告示第四百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道及び札幌市

二　地域再生計画の名称　東京発「北海道暮らし」の魅力創造・発信プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道及び札幌市

二　地域再生計画の名称　海外拠点連携によるアジアマーケットの開拓促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道及び釧路市

二　地域再生計画の名称　北海道ＤＭＯを核としたインバウンド等の受入環境づくりプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道

二　地域再生計画の名称　北海道における若者・女性等の就業・創業・働き方改革支援プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第四百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道

二　地域再生計画の名称　―地域のしごと創生―中小・小規模企業の元気づくりプロジェクト